

「とっとり弥生の王国」PR資材デザイン作成業務委託プロポーザル実施要領

この実施要領は、「とっとり弥生の王国」PR資材デザイン作成業務委託の公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加しようとする者が提出する企画提案書等を審査し、受注者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

1 業務の概要

（１）業務の名称

「とっとり弥生の王国」PR資材デザイン作成業務委託

（２）業務の内容

「とっとり弥生の王国」PR資材デザイン作成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

（３）業務の目的

ア 県内外に「とっとり弥生の王国」をPRするための、広報・広告媒体に掲載し、使用できるロゴマーク、キャッチコピー、キービジュアルを作成する。

イ アのロゴマーク、キャッチコピー、キービジュアルを取り入れた、県内外に「とっとり弥生の王国」をPRに効果があるポスター、パンフレット、のぼり旗、広告塔、ディスプレイスタンドのデザインを作成する。

（４）業務期間

契約締結日から令和7年12月15日まで

（５）予算額

金1,158,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（２）令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア イベント・広告・企画の看板（デザインと製作）

イ イベント・広告・企画の広告・広報

ウ イベント・広告・企画のデザイン企画

（３）本件調達の公告日から本件業務の企画提案書（以下「提案書」という。）の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）鳥取県内に本店、支店又は営業所等を有していること。

3 参加申込及び提案書の提出

（１）参加申込

ア 提出書類

「とっとり弥生の王国」PR資材デザイン作成業務委託プロポーザル参加申込書（様式第1号） 1部

イ 提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによること。

なお、郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

ウ 提出期間及び時間

令和7年9月12日（金）から同年10月6日（月）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送による場合は、同日午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

エ 提出場所

4に同じ。

(2) 質問

ア 質問がある場合には、質問内容を明確に記載し(様式自由)、4の場所に令和7年9月24日(水)午後5時15分までにファクシミリ又は電子メールで質問すること。

イ 質問とその回答は、インターネットのとりネット鳥取県地域社会振興部文化財局とっとり弥生の王国推進課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/yayoi-suishin/>)に同月30日(火)までに掲載する。

(3) 提案書等の提出

ア 提出書類(A4版(必要に応じてA3版も可)とし、枚数・様式は自由とする。)

(ア) 仕様書に基づいた具体案

(イ) 会社概要及び事業実績(様式第2号)

(ウ) 見積書

イ 提出部数

正本1部、副本7部

ウ 提出方法

持参又は郵送(ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。)

なお、郵送による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

エ 提出期間及び時間

令和7年9月12日(金)から同年10月10日(金)までの間(日曜日、土曜日及び休日等を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送による場合は、同年10月10日(金)午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

4 書類の提出先及び問い合わせ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県地域社会振興部文化財局とっとり弥生の王国推進課

電話 0857-26-7932

ファクシミリ 0857-26-8128

電子メール tottori-yayoi@pref.tottori.lg.jp

5 審査会の設置

(1) 審査会の名称

鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会(「とっとり弥生の王国」PR資材デザイン作成業務委託プロポーザル審査会(以下「審査会」という。))

(2) 構成人数

5名

(3) 評価方法等

提案書等の評価は、別紙「とっとり弥生の王国」PR資材デザイン作成業務委託プロポーザル評価要領(以下「評価要領」という。)に基づき行う。

ア 各審査委員が評価基準に基づき審査項目点数(1項目ごとに1～5点)を個別に評価採点し、その点数に係数を乗じた得点を合計し、さらに審査員全員の合計得点を足し上げる方法により、最高得点を得た者から順位を付けるものとする。

イ アにより最も優れた順位を得た者を最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

(4) 審査会の進め方

あらかじめ提出された企画提案書、提案者からのプレゼンテーション及び質疑応答を踏まえて審査を行い、実施方法は以下のとおりとする。

ア 日時

令和7年10月27日（月）午後2時から

イ 場所

鳥取県庁第2庁舎4階第32会議室（鳥取市東町1丁目271番地）

ウ 審査の流れ

（ア）同日、審査開始の15分前までに到着し、審査方法等の確認を行う。

（イ）プレゼンテーションは一提案につき10分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、審査員は10分間の質問を行うことができる。

※予め提出された企画提案書等を審査員は紙ベースで用意しているが、事務局がスクリーン及びプロジェクターを用意するので、パソコンを持参してスクリーンに資料を投影しながらプレゼンテーションを行うことができる。ただし、プロジェクターとパソコンの接続等については、提案者の責任で行うこと。

（ウ）全プレゼンテーション終了後、速やかに得点を集計し、審査員の確認を受け、順位を確定する。

6 審査結果の通知、公表

（1）選定結果（最優秀提案者であるか否か）は、提案者全員にファクシミリ（ファクシミリを所有していない提案者には電子メール）で通知する。また、審査結果（点数及び順位）については、別途、郵送にて通知する。

（2）審査結果の公表については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者のみ公表するものとする。

7 契約の締結

審査会により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、審査会により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

8 契約保証金

受注者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）

第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

9 その他

（1）提案書の無効

ア 2の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

イ プレゼンテーションに参加しない提案者の提案書等は無効とする。

（2）参加費用

本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（3）著作権の取扱い

ア 選定された者の提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

エ 提案者は、県に対し、成果品に関する著作者人格権（公表権、同一保持権、氏名表示権）を一切行使せず、また、第三者がかかる権利を行使しないよう提案者の責任と負担の下で権利処理を行うものとする。

オ 提案者は、所有権及び著作権を次の（ア）（イ）に従って処理する。

（ア）成果品は他者の所有権を侵すものでないこと。

（イ）委託業務に関する所有権は、全て県に帰属すること。ただし、提案者が従来から権利を有していた提案者固有の知識、技術に関する権利（以下「権利留保物」という。）は、提案者に留

保され、この場合、甲は権利留保物を非独占的に使用できる。

カ 成果品が第三者の著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合その他提案者の責めに期する事由により原著作物の著作者等と県との間に紛争が生じた場合、これによって生じる一切の責任は、提案者が負う。

(4) 提案書等の取扱い

提案書等は、原則として返却しない。

なお、県に提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条令第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提出者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

(5) 暴力団の排除

提案者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、提案書は無効とする。

なお、該当するかどうかについて、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（提案者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、提案者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(6) 情報公開の取扱い

提案者は、提案書が鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上提出するものとする。

(7) その他

審査員に事前に働きかけ等を行った者については失格とする。

10 全体スケジュール

- (1) 令和7年9月12日（金）プロポーザル調達公告
- (2) 令和7年9月24日（水）質問提出期限
- (3) 令和7年9月30日（火）質問回答期限
- (4) 令和7年10月6日（月）参加申込書提出期限
- (5) 令和7年10月6日（月）プロポーザル実施要領等交付期限
- (6) 令和7年10月10日（金）企画提案書の提出締切
- (7) 令和7年10月14日（火）プロポーザル審査会の案内（時間、順番等）送付
- (8) 令和7年10月27日（月）プロポーザル審査会
- (9) 令和7年10月31日（金）審査結果の通知
- (10) 令和7年11月上旬 企画提案等の協議、見積り依頼
- (11) 令和7年11月中旬 契約締結・業務開始